

第四十八回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第七号

昭和四十年四月八日(木曜日)

午後一時五分開議

出席委員

委員長 中村庸一郎君

理事 宇野 宗佑君

理事 小川 平二君

理事 島上善五郎君

理事 山中日露史君

今松 治郎君

大石 八治君

佐藤 孝行君

田中 彰治君

藤枝 泉介君

堀 昌雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 畑 和君

小澤佐重喜君

久保田田次君

鈴木 善幸君

中野 四郎君

藤田 義光君

山下 榮二君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

自治大臣 吉武 恵市君

出席府政委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

自治事務官 長野 士郎君

四月八日

委員飯谷忠男君及び篠田弘作君辞任につき、その補欠として田中彰治君及び大石八治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君及び田中彰治君委員辞任につき、その補欠として篠田弘作君及び飯谷忠男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出、衆法第二二二号)  
公職選挙法改正に関する件

○中村委員長 これより会議を開きます。  
公職選挙法改正に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。  
堀昌雄君。

○堀委員 総理に、選挙法の問題についてお伺いをいたすわけですが、まず最初に、昨日総理は自由民主党の中央政治大学院の開校式に臨まれて、新聞の伝えるところによりますと、民主主義の危機について大いに警鐘を乱打された、こういうふうな新聞は伝えております。私もその点民主主義の危機ということについては同感でございますが、昨日のお話の中で、選挙の腐敗の問題についてはお触れになったのかどうか、ちょっとその点を最初にお伺いをいたしたいと思っております。

○佐藤内閣総理大臣 選挙については触れなかったわけでありまして。

○堀委員 新聞の伝えるところでは、国費、県費の浪費の問題であるとか、汚職の問題であるとか、いろいろな点について政府としての問題点についてはお触れになっておるようでありますが、実は私は民主主義の危機の最大なるものは選挙の腐敗の問題ではないのかというふうな感じをおるわけでございます。

そこで選挙制度審議会が、第一次、第二次、引き続き第三次の選挙制度審議会というところで設けられておりました、学識経験者をはじめ多数の皆さんによって真剣な検討をお進めいただいておりますわけでありませうけれども、総理は、第一次の選挙制度審議会における答申、第二次の選挙制度審議会における答申等について、ごらんになったことがありませんか。答申文をごらんになったことがあつかうか、ちょっと承りたい。

○佐藤内閣総理大臣 第一次、第二次、最近第三次をやっておりますが、第三次に私出かけて、

いろいろな皆さんの意見を親しく聞いております。また、過去のものは皆さまの御審議によりましてそれぞれ所要の改正を行なってきた、必ずしも答申どおりではない、かように私は承知しております。

○堀委員 そこで私は本日、全般の中で特に問題のあります政治資金の問題と高級公務員の立候補の問題と、この二点にしばって論議を進めたいと思っております。選挙制度審議会はこれらの問題についていろいろ答申をいたしておられます。昭和三十六年十二月二十六日の当時の野村秀雄さんが会長でありました答申は、その第五番目に、「高級公務員の立候補の制限」という項目を設けて、  
「国又は公社、公団若しくは公庫の法律で定める職にあつた者は、離職後最初に行なわれる参議院全国選出議員の選挙に立候補できないものとする」と。という答申をいはしておるわけでございます。

政治資金の問題につきましては、第一次答申は、「選挙に関する寄附及び政治資金の規正の合理化」という問題について、「1 団体等のする寄附の制限 会社、労働組合その他の団体が選挙又は政治活動に關し寄附をすることは禁止すべきものである。但し、その実施時期等については引き続き検討を加えるものとし、とりあえず、次の措置を講ずること。」ということになりまして、「(1)国又は公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、選挙に關するものは、政治活動に關しても、寄附をしてはならないものとする。」(2)国から補助金、奨励金、助成金、負担金その他これに準ずる交付金又は出資金を受けている会社その他の法人及び国から直接又は間接に利子補給金の交付を受けている会社その他の法人は、選挙又は政治活動に關しては、寄附をし

てはならないものとする。」というふうな答申をいたしておるわけでございます。

第二次の選挙制度審議会は、昭和三十八年十月十五日に阿部真之助会長から、やはり政治資金についてこのように答申をいたしておられます。「選挙資金および政治資金の規制ならびに選挙運動の方法の合理化および選挙運動の公営の拡充等に關する事項」の中で「1 選挙資金および政治資金の規制に關する問題 1 寄付金きよ出の原則 選挙資金および政治資金についての寄附は、個人に限る。会社、労働組合その他の団体からの寄附は禁止する」という第一次審議会の答申を再確認するものとする。2 資金の収集機関等 資金を集める機関を設け、または個人がこれを集めるあつちをするとは認めない。ただし、寄附者は、個人に限り、また、強制にわたることを防止するより立法上適當な措置を講ずるものとする。3 寄附金額の制限 個人の寄附については、さしあたり、金額に制限を設けないこととする。ただし、将来その必要があると認められる事態が生じた場合には、あらかじめその措置を講ずるものとする。4 実施時期 実施時期については、これが法文化された後、一年位の猶予期間をおいて実施するのを相当と認める。」このように第一次、第二次の選挙制度審議会は原則を明らかにして答申をいたしておりますけれども、今日まで政府では、この会社、法人あるいは労働組合等からの寄付の問題については何ら検討が進められていないというのが実は現在の状態でございます。補助を受けておるもの等については一部法律の改正が行なわれましたが、これはどちらかといえますと従たる部分の問題でありまして、主たる部分の問題については今日依然としてこの答申はそのま

まになっておるという状態でありまして。

そこで、私も第一次、第二次の選挙制度審議会の委員をいたしておりまして、その各委員の声を聞いておきますと、選挙の腐敗の最も大きな原因は異常に金が出てくることであり、その金が出てくるものが使われることによつて選挙の腐敗というものが次第に進行しつつあるということが委員一般としての大体の意見でございました。そこで選挙の腐敗を肅正するには、まず何よりも金が異常な形で出てくることをふさがない限り、その他の方法をもつてはなかなか本格的にこの選挙の腐敗を是正することはできないというのが実は審議会の委員の一般の意見でございました。そこらの問題について総理はどのようにお考えになるのか。政府としては、選挙制度審議会法は答申を尊重するということが法律にうたつておられるわけでありまして、この政治資金規制についての原則的なお考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 堀委員は第一次、第二次ともにその委員であつた、こういうことを言われておりますし、また、この問題がいかにむずかしい問題であるか、たゞいま高級公務員の制限の問題と合つてこの政治資金を規制することがいかに困難かということ、よくおわかりになつたらうと思ひます。もちろんたゞいまのような、片一方で金が使われる、選挙が腐敗する、こういうことも言われる。それならば出てくることを押えるのだ。これも一応の首肯すべき議論かと思ひます。しかしながら全体として、民主主義、かやうに申しましたも、ひとり選挙ばかりじゃございませぬ。やはり政党ができてゐる。それするとその政党がたゞさんの金を使うというこはいかかかと思ひますが、しかし必要な経費をまかなつていくというこも、これは一方で必要なことだと思ひます。これは民主主義が正しくあるためにも、政党の活動というものはこゝろを拘束を受けてはならない。そういう点で拘束を党に政治資金が要するというこはこれはどうもいふなめない。これはひとり選挙に限つて特殊な制限

方式が採用されるにいたしましたも、この選挙自身も政治活動の一部だ。あるいはその基盤をなすものと言ふことができるかもしらぬが、その一部になる。かやうに思ふと、やはり政治資金そのものは要するのだ。そうしてわが國の産業の実態というものは、厚薄の度合はあつてはしようが、やはり政府や地方団体と何らかの關係を持つておられるのがたゞいまの現状ではないかと思ふ。

そこで、政治活動をするための政治資金、これは一方で必要だ。そうしてとにかく選挙自身は腐敗されぬやうに、こゝろでそのほうにはいろいろ目を光らしておる。それがいまの、出てくるこで押えるのか、今度は使つたときの公表をすることによつて、資金を集める公表主義で一般の批判を受けるやうにして自肅していただくほうがいいか。それは実情どちらの方法がいいか、たゞいままでのところではやはり政治資金は公表主義をとつていく。そうして一般の資金とは違つて政治資金が各方面からの批判を正しく受け得るやうな方向でいく。そうして選挙の場合には特殊な状態だといふのでこれに制限を加えていく。たゞいまのような特殊な關係のあるものについても、これはさる法だと言はれますが、いわゆる選挙に關しては資金を出してはいかぬか、こゝろやうな制限を加えておる。現状においてこれをさらに進めていくにはどういふ方法がいいのらうかといふやうなこがたゞいま衆知を集めて研究されておるこではないかと思ひます。私はその言われる点もよくわかりますが、やはり政治そのものに、政党の活動自身に政治資金は要するのだ、こゝろがやはり選挙も含めての党活動といふものには必要だと思つておる。こゝろが公表されるこによつて自肅もさるやうなものが公表されるこによつて自肅もさるのらうし、これが秘密であつてはいけないけれども、その点に妥協点を見つけておるのが今日のたゞいまではないか、かやうに私は理解しておるのであります。もちろん今後とも選挙自身において金がからぬやうな方法が望ましい。こゝろの意味では候補者ももちろんのこと、また選挙民

におきましても十分厳正なまた公正な態度で選挙に臨んでいただきたい、こゝろに立つていふゆる公明化運動も推進していきたい、かやうに思ふのであります。たゞいま言われるこは一応ごもつてもですが、政治そのもの、政党活動そのものとして区別し、特に制限を加えるこはこれは困難なことではないらうか、かやうに私は思ふのであります。

○堀委員 実はお話のように政党に対する政治資金の問題は、ややこは角度を変えて考へてもいいかと思ひますが、私がお尋ねをいたしておりますのは、アメリカにおいても他諸外國においても、日本のように会社、法人等が巨額な寄付をしておる例はございませぬ。民主主義が定着をした國家においてはそのやうな例はなくて、原則としてすべて個人の寄付によつてまかなわれておるといふのがたゞいまであります。そこで私は、その原則の部分、要するに選挙制度審議会が答申をしておる原則、会社、法人あるいは労働組合等の団体の寄付といふものによつて、個人が寄付をするといふ原則、そうしてそれをあつせんする団体として、自由民主党では国民協会のやうなものをつくられておりますが、そのやうな形もそれはそれなりに意義があると思ひますけれども、その原則を首相も確認をしていただきたい、こゝろ思ふのであります。取り扱いはあつたらうかといふこは二の次として、この原則はやはり私は一國の總理として確認をしていただかないと困るのではないか、こゝろ思ひますので、その点を重ねてお伺いをいたしたいと思ひます。

○堀委員 何か日本の經濟の事情との関連で考へておつたやうですが、いまから具體的な例をあげますけれども、私はいまの状態といふものは非常に遺憾な状態だと思つておるわけですよ。審議会は原則だけはおそらく今度の第三次の審議会も変えるこはないと思ひます。これが最も正しい道だからであります。時間がありませんから、それ以上は触れません。

○佐藤内閣総理大臣 いま原則を確認しろと言はれますが、これはやはりその國の經濟の發展過程、また民主主義の成長過程等におきましていろいろ考へなければならぬ点があると思ひます。アメリカは個人からの寄付で活動するのだ、かやうに申しましたも、実情は必ずしもそうなつていないやうな、いろいろな脱法行為等が行なわれておるといふやうなこもあつた、心ずしむまい方法ではないらう。これは一がいには私にそれだけがいいと思ひませぬ。たゞいま会社があるいは組合その他の団体等から寄付は一切しないんだ、こゝろに個人だけという、これは必ずしもいいと思へないものであります。私は、こゝろも含めて十分審議会で議論していただきたい、そしてその結論を出していただきたい。今回も過去の二回のものについて引き續いて、やはりこの問題は重要な審議問題だらう、かやうに私は思ひます。

ております。河野さんの第一国政研究会は、三十五年が一億四千五百六十二万円であったものが、三十八年は、四億八千万円と、その他数多くございまして、大口なところはこのような形で、実は三十五年と三十八年の間には、著しく政治資金というものはたくさん寄付をされている。しかしそれはやはりあけて選挙に使われたことは、これは上期下期に区別をされておりますが、ほとんどが下期に集中をしておる。総選挙は御承知のように、これは両方とも十一月にございましてから、この点は選挙に異常な金が使われたということも明らかだと思えます。そこでこれらの中から、自民党系以外のものを差し引いて私ちょっと試算をいたしますと、三十五年には、総計自民党及びこれらの派閥がを集めた金は、七十二億一千二百二十二万円、これが三十八年には、百二十三億六千万円と、この三年間に五十億円が増加をしておるといふ異常な事態が実はあるわけでございます。今度はその状態を会社の角度から調べてみますならば、三十七年には、一番多く寄付金を出しましたのが、出光石油でございますが、これが一年間に三千七百万円の寄付をして、各法人、会社中の最高位でございます。それから三十八年は、日本水産が四千八百八十万円の寄付をいたしました、これがこの年度の最高でございます。私は、先ほど総理がおっしゃったように、政治資金の姿が、政党に資金が集まるというのならばまだ筋が通るかと思えます。ところが、いまこの日本水産を一つここに例にとってみますならば、日本水産の四千八百八十万円の中には、第一国政研究会、河野さんのところに三千六百万円が寄付をされておるわけですね。財団法人国民協会——自民党には直接いっておりませんが、財団法人国民協会にはわずか二百万円しかいっていない。こういうのが現在の会社、法人等の寄付の実態でございます。そしてこの会社側から調べた資料を調べてみますと、大体大口の寄付をするところは特定の方に集中をしております。これは業種別に申しますと、石

油精製、水産業、精糖業、商會社、製鉄会社、建設会社等が上位の二十数社を占めておりまして、これらの中には特に顕著でありますのは、水産、精糖関係の各社においては一部特定の派閥に対して毎度巨額の政治資金が投入をされておる。私はこれは本日は時間がございませぬから、日をあらためて自治大臣と議論をいたしたいと思っております。あわせて通産大臣、大蔵大臣等も御出席を願って議論をしなければならぬ問題だと思っておりますけれども、特定の一部の会社だけがたたくさんの政治資金を寄付をしております。同じ業種にあるほかのものがしない場合、会社としてはたたくさんに対してそれでいいのかわかるといふ、会社側としての問題点もあろうかと思っております。そこらについては後刻また時間をあらためてやります。

そこで、総理にお伺いをいたしたいのは、あなたのお話で、政党の政治活動に資金の要することは私もよくわかります。しかし、どうしてこのいまの政治資金が各派閥のほうにこのように寄付されているのか。これはわが党は、なるほど政治資金が党には入りませぬけれども、いまのような派閥などというものは政治資金が入る道はございませぬ。そこでお伺いをいたしたいのは、一体この政治資金のあり方はどういふ方が望ましいのか。いまのような、私が計算をいたしました三十八年の上位二十の政治団体というのは、これは全部こまかく名前を調べておりますが、あけて自民党系の派閥とその関係の団体でございます。ここに集められた金の総額は五十四億七千万円に達しておるわけでございます。ですから、自民党の派閥が集められる金と、自由民主党が集められる金は、自由民主党のほうに五十三億八千三百二十万円に対して、派閥のほうに五十四億七千万円が多いんですから、このような姿がいまの政治資金の問題として適当であるかどうか、総理大臣の御見解を承りたいと思っております。

○佐藤内閣総理大臣 たいだいま詳細に資料に基づいてお話をいたしました。私は過去におきまして二回党の幹事長をし、今日総裁をしております。そしてその間における党の変遷推移、これを見まして、當時は物価等の関係もありませんが、党の運営におきまして、その金がかからない。そうして非常にしみちにはあつたが、しかしながら党活動は非常に活発なものであつた、かように私は思っております。ところが最近では、だんだんそれがかさんでくる。資金が要る、こういうことでは、これは国民からも見捨てられるだろう、そういう意味で国民ともっと直結することが必要だ。この党をそういう意味で直す、これはいよいよゆるゆるの近代化、そういう意味から、いわゆる派閥解消なども唱え、またそういう意味の努力を続けてまいっておるのであります。

○堀委員 そこで、いま選挙制度審議会の答申は非常に原則的で、必ずしも、いま当面立法しにくいということであれば、かつて三木調査会で議論がなされた新聞が伝えておりましたけれども、法人の寄付額に制限を設けてはどうか、私はかように考へるわけでありませぬ。そこで法人の寄付額の制限等については、私も政党活動のほうはややゆるやかであつてよろしいのではないかと思いますが、政党以外に対する政治資金の寄付についてはこれは一口幾らということでは金額の制限があつてしかるべきではないか。それはいまの現状から一挙にもまいりませぬでしょうが、たとえば一口二十万円とするとか三十万円とするとかという範囲にとどめて、そうして政党については、一応は——両方とも一べんに縮めるわけにもいかならぬと思つて、漸次これについて漸進的な方法によつてこういう形が正しいあるべき姿に変わるのが望ましいのではないかと考へますが、総理の御見解を伺いたいと思つておる。

○佐藤内閣総理大臣 たいだいま堀委員の言われる事柄、私も一案だと思つておる。そういう点が十分審議会等において議論されることを心から望みます。

○堀委員 そうすると、そういう形で具体的に答申が出るならば、総理はそれを採用されるということに私どももここで確認をしてよろしゅうございませぬか。

○佐藤内閣総理大臣 これは総理が採用するということであつて、皆さまともどもにそういう審議

会の結果を尊重していく、こういふことでありたいものだ、かように思います。

○堀委員 しかしいまの選挙制度審議会は総理府に置かれておりました、答申は総理大臣にされるわけです。そうして総理大臣が政府の原案をつくって出されるというのがこれまでのたてまえでありましたから、審議は私どもがいたしますが、提案は総理がなさることになるわけです。ですからその点、これまでは答申がされてもやや原則論に過ぎたので具体化されなかつた。今度は原則でなくて具体的なものが出るのであれば、それは政府の段階で多少それは検討されるとしても、提案をされるかどうか確認しておきます。

○佐藤内閣総理大臣 もちろん政府は答申を尊重する、皆さま方の意向も十分そんたくいたしまして、そうして原案を作成するつもりでございます。

○中村委員長 島上洋五郎君。  
○島上委員 私は選挙法改正に関連して総理に若干御質問申し上げますが、時間が制約されておりますので、私も簡潔に質問しますから御答弁も簡潔に、焦点だけをひとつお答え願いたいと思っております。

参議院選挙はもう目前に迫っております。事前運動は相も変わらずあの手、この手でまわめて活発に行なわれておる。すでに三月十五日現在で警察庁から法に違反する事前運動の容疑で警告した案件数が九百三件に及んでおります。その以後本日までにはさらに件数が急増しておる状況であることは隠れもない事実です。けさの読売新聞をこらんになつたかどうか知りませんが、東京の警視庁におきましては警長会議を開いて、最近の事前運動の急増と悪質化に対して訓示、指示を与えております。そうしてあまりにも目に余るものは告示前でも検査をするようにと、こういふふうに言っております。私はこれはきわめて当然であり、時宜を得た指示だと思っております。しかしそれにもかかわらず、もしこのまま放置するならば、前回の選挙を上回る悪質違反の増加、倍増が心配さ

れます。堀委員も指摘しましたように、政治をよくするということは、選挙をよくすることがまず最初であります。この参議院選挙の悪質化という憂慮すべき事態に対してこれを防止するために総理はどのようなことをお考えになつておるか、これを伺いたい。

○佐藤内閣総理大臣 たいま言われましたこと、また堀委員も指摘したように、まず選挙から正しくして、そして国民の信頼する代表を国会に送ることが望ましい。それが民主主義、議会政治の基盤だ、私もかように考えております。政府におきましてはいつかいつか公明選挙といふことを推進していくことを申ししたのであります。今回は明るく正しい選挙、これを皆さまともどもに進めていく、かように考えておる次第でございます。

○島上委員 私はさういふようなおさなりで済むほどなまやさしい状態ではないと思つて、明るく正しい選挙運動、いわゆる公明選挙運動といふのはいわば国民の啓蒙運動と申しますか、国民に協力を得るといふ運動です。私はそれも必要だと思つて、必要でないなどとは申しません。私たちが法律の改正も必要だと思つて、私たちが政治資金規正法の改正と高級公務員の立候補制限を伴う改正及び連座制の強化といふような改正案をいま用意しておりますが、会期が少なくなりましてのでよほど自民党さんの協力を得ないと、法改正といふものは実際問題としてむずかしい。法律改正と国民の啓蒙、国民の協力と一つは私肝心なことがあるはずだと思つて、そのもう一つ肝心なことこそこれからなすべきことではないかと思つて、それは政党自体——政党自体といふことはもちろん候補者、候補者の運動員、党の支部を含めてのことですが、政党自体が自粛、反省をするといふことをこの上だけではなしに事実をもつて示してこそ国民の協力も得られると思つて、そのことについて何か具体的にどうお考えになつておるかを伺いたい。

○佐藤内閣総理大臣 私は国民の啓蒙運動なんといふような考えは毛頭持っておりません。国民ともどもにこの選挙を正しくしよう、こういふことではなければならない。もちろん政党自身が自粛、反省するといふことは、これはもちろんしななければならないことなんです。しかし何と申しても国民自身が民主政治、議会政治を守り抜くのだ、この観点に立って初めて正しい選挙ができる。もしこの国民の期待に反するような候補者なら、国民から必ず不信を買つて、それは投票をかり得ないだろう、私はかように信じています。さういふ意味で国民のきびしい批判、それが最も望ましいのだ。だが政党自身が自粛、反省するといふことはもちろんのことであり、もしも自粛、反省を怠つたら国民から不信を買つて、さういふ政党は支持を得ない、かように私は思つております。

○島上委員 どうも国民に責任を転嫁するような御答弁ですが、政党もわれわれ佐藤総理も国民の一人ですから、さういふ意味においては国民が大いに自覚して協力するといふこと、それはそのとおりだと思つております。しかしながら選挙に立候補し、選挙運動の中心になるのは現に政党なんですから、その政党が自粛、反省のことを事実をもつて示して、同時に国民の協力を求める、こういふふうでないと国民が逆にあいそをつかして政治から離れていってしまう。こういふことになつたらおそれるべきフアッシュン発生を基盤をつくることになりません。さうです。あいそをつかしてしまつたら、その候補者に投票しないといふことによつて不信の意を表明する方法と、政治自体にあいそをつかしてどうでもいといふことになつてしまつたら、さういふおそれるべき傾向が発生しないとは保証できないのです。それはもし議論にわたるとしたらお答えは特に要りませんけれども、私はたとえはさういふことが政党として必要だと思つております。

それは自民党、社会党、何党と言わずに、政党自体がきれいな正しい選挙をやろうとする姿勢を事実をもつて国民に示すためには——これは私の

私見のよりなものですから、考えが違えば違うでけつこうです。しかし、たとえは公認候補者を決定する際に、前回の選挙で買収や供応で本人もしくは出納責任者、総括主宰者が起訴された場合、これはつまり連座制の対象ですね。連座で失格する対象になるような違反をしておる場合、裁判所で最終的決定をしないでなくともさういふ者は公認しない、このくらいは必要ではないかと思つて、反省の責を示すためには必要ではないかと思つて、それからまたもう一つは、もし今度の選挙でいま申し上げたような違反をした者があつたならば、当落のいかんを問わず、裁判所で最終的に無罪の決定があるまでは党から離脱させる、あるいは除籍をする、このくらいのきびしい態度が必要だと思つております。

またもう一つは、この前の衆議院選挙では、私の聞くとところによりますれば、公認料と貸し金という形で自民党さんは法定費用をオーバーする金を各候補者に渡しておりました。法定費用をオーバーする金を渡すといふことは、法定費用以上に使いなさいといふことを言っているにひとしいことなんです。私は、今度の選挙に關しては法定費用をオーバーする資金は名目のいかんを問わず党は候補者に渡さない、支給しない、このくらいは必要だと思つております。

それから、またもう一つ、これは私の気がついた点ですが、高級公務員の立候補については、先ほどの議論がありました。法的規制が必要であるといふのはもういまは常識的になつておる。しかし法的規制が現在まだない。そこで最少限度、高級公務員が立候補して役所の職制を利用したり、在職中の許可、認可の対象であつた会社、団体等を利用するといふことをやめさせよう、或めよう、自分が在職中の役所の職制を利用したり、在職中の許可、認可の対象となつた会社、団体、さういふものを利用することを戒めよう、このくらいは最少限度は必要だと思つております、いかがでしょうか。

私見のよりなものですから、考えが違えば違うでけつこうです。しかし、たとえは公認候補者を決定する際に、前回の選挙で買収や供応で本人もしくは出納責任者、総括主宰者が起訴された場合、これはつまり連座制の対象ですね。連座で失格する対象になるような違反をしておる場合、裁判所で最終的決定をしないでなくともさういふ者は公認しない、このくらいは必要ではないかと思つて、反省の責を示すためには必要ではないかと思つて、それからまたもう一つは、もし今度の選挙でいま申し上げたような違反をした者があつたならば、当落のいかんを問わず、裁判所で最終的に無罪の決定があるまでは党から離脱させる、あるいは除籍をする、このくらいのきびしい態度が必要だと思つております。

○佐藤内閣総理大臣 最初の御議論に私こだわるようですが、私は社会党さんとや意見が違うのかわかりませんが、主権在民の姿において国民こそが審判者だ、かように私は信じておりますので、したがって、まして党自身が自衛、反省も必要だ、もちろんまた選挙制度自身もかくあるべきだと思っておりますが、とにかく国民自身が審判する、その審判からははずれないようにおそれる党自身は、こうに考えるだろう、また自衛もするだろう、こういふことを実は申ししたのであります。やっぱり国民自身が主権者でありまた審判者であるということ、これだけは私どもも忘れてはならない。ただ私どもが国民の支持を得て代議士になるんだ、こういふことではないんだ、この点は根本に異なることだから、もう一度議論めいたことを申し上げて相済みませんが、お聞き取りをお願いいたします。

それからただいま具体的にお話がございました、私どもは過去におきまして起訴された者について公認しなかつたことがございます。また今後ともこういう点は私どもも厳正にいたすつもりであります。これはひとり公職選挙法で起訴されたというばかりでなく、いわゆる刑事被告人、こういうような立場に立てば、こういう点について厳正な態度をとりたい、かように私は思います。また今度の選挙においてそういうような事態が起きたら、当落のいかんにかかわらず離党、あるいは入党させない、こういう処置をとれということでありませんが、なかなか直ちに「入党とかいふことになりませんが、いまの裁判の制度では、判決が下るまでは全部白というの法のためまえじゃないかと思ひます。したがって、そういう点で誤解のないような処置をとることは私どももいたしますが、起訴されたというだけで直ちに入党を差し控えるとかいうようなことはいかがかと思ひます。これは私は結果でありますだけに、それは必ずしも賛成をしない。

それからその次は公認料の問題であります、これは御説のように公認料を、これは法定費用だけでそれより以上出すなというふうなこともお気

持ちとしてわかりますけれども、選挙に關しての際におきまして、私は、直接選挙には關しないが、なかなか候補者等は私生活その他におきましても何かと費用がかさむのじゃないか、そういうふうな意味のもの、いわゆる選挙には關しないもので、そういうふうな費用をやはり見ていかなければならないことがあるのじゃないだろうか。これはおそれる保守党ばかりじゃない、社会党さんも同じじゃないか、かように私は思ひます。したがって、ましてその点は必ずしも賛成をしない。

それから最後の高級公務員等につきましてのお話は、ただいま三十七年の改正、それだけでは不十分だといふお話であらうと思ひますが、ただいま組織を利用するといふようなことは、連座規定その他におきましてもやかましくいつておるようでありまして、その趣旨は賛成であります。ただ現実の場合どういふようにこれを規定するか、なかなか困難なことだらうと思ひますけれども、その趣旨に沿うような考え方をいきたい、かように思ひます。

○島上委員 公認料その他で選挙に關して私生活まで見るとおっしゃるのでから、いふぶん親切な總裁もあつたもので、自民党の役員さんはいへん感激しているだらうと思ひますが、公認料とか貸し金といふのはおおむね告示直前です。一カ月かそこらの間です。その間に法定費用をオパーする金を政本部から候補者にやるということとは、法定費用など無視して使つてもよろしいといふことにひとしいのです。そう言わないだけで、そういうことはおおよしになったほうがいいです。自民党の近代化のためにも、自民党が国民から信頼されるためにもおおよしになったほうがいいと思ひます。

実は私いま高級公務員の問題を出しましたのは、前回の選挙で目に余るような高級公務員の選挙に關連しての違反があつたのです。幸いその人は当選していませんが、しかしそれに類似の行為をした者が当選した者が相当ある。現にこの落選をした高級公務員の選挙運動をした課長が、千葉

泉の衛生部長に推薦をされてお断わりを食つていふでしよう。新聞の論説にまで書いていますよ。五年間公権を停止されておる。この人は罰金も食つておるはずですよ。罰金を食つて五年間も公権を停止されて、しかもそれを、こともあろうに衛生部長といへばこれは榮転ではないですか。榮転を役所から推薦するといふことはいかががでしよう。このことについてちよつとお伺ひいたしましたしよ。

○古武國務大臣 その点は、すでにそういうことはよくないといふことで取りやめておるようでございます。

○島上委員 それは自治省は、自分の役所ではないからよくないといふ見解を言つておられますけれども、同じ佐藤内閣の厚生省で推薦しておることですから、私は總理の御感想を伺ひたいわけなのであります。

○佐藤内閣総理大臣 ただいま古武君が答へたとおりであります。

○島上委員 たいへん言にくいことのようにですが、そういうことはおやめになったほうがよろしいです。

そこで私は最後に、締めくくりに意味で何つておきますが、二月九日の衆議院の予算委員会、同僚の高田君がこういふことに關連して質問をしまして、ひとつ各党で今度の参議院選挙の不正、腐敗を防止するために各党で話し合ひをしてそれを実行するようにしようではないか、何かの機関を持つてしようではないか、こういう意味の提案と申しますか、質問をいたしましたら、總理は、御趣旨が、こうだから賛成です、こう答へておる。ところがその答へた日の午後、党の四役、橋本さん、川島さん、三木さんと佐藤總理が相談をしまして、選挙と政治運営の明朗化に關する各党話し合ひについて相談をした。そして三木幹事長の手元において具体案をつくつて成案ができたなら各党に提唱する、こういう新聞の報道です。私は、政治運営といふふうな間口を広げていくといふことは当面の問題の焦点をぼかすことなので、そういう間口を

広げずに、將來は間口をどんどん広げていくのよからうけれども、さしたつては不正、腐敗の選挙を防止するために各党が話し合ひ、そして私がいま四点ほどあげたように、これは自民党さんはほかに意見があれば出してもよろんけつこうですけれども、こういつたようなことを各党で話し合つて実行するといふふうなことは多少なりあるいは大なる成果があると思ひます。こういうことは、私は必ずしもいまの項目にこだわるわけではありませんが、各党が持ち寄つて不正、腐敗を防止するために、こういふことをやろうじゃないか、そういうことを、選挙は二カ月前ですからお考えはどうでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 私はたいへんけつこうなことだと思ひます。したがって、それはあまり間口を広げないで明確にされて、そして各党で案を持ち寄つて相談をなさること、そして一つのことかきまつたらそれを進めていく、そういうことが一番いいだらう、同じように候補者を出して、しかもお互いに選挙で戦うことはございませけれども、公正な同一の土俵を持つていふことはたいへんよいことだ、かように思ひます。よく話し合ひができるように、私も三木幹事長に御意向を伝えておきたい、かように思ひます。

○中村委員 山下樂二君。

○山下委員 時間もないうちでありますから、まとめて質問を申し上げたいと思ひます。政治資金規正法、公務員の立候補者の問題については、すでに話がございましたから、それらは省略いたしたいと思ひます。

一点伺ひたいと思ひますことは、總理は、かねて政党的近代化といふことをよく言われております。政党的近代化のためには選挙区制の改正がきつめて大きなウエイトを占めておる、こういうところから選挙制度審議会に対して諮問をされて小選挙区制の問題が、いま話題となつておることは御承知のとおりであると思ひます。しかし派閥の解消をし、政党的近代化することは、小選挙区

制だけが万能策ではないと私は考えておるのであります。小選挙区制になっても派閥が解消されると思わないのであります。一体総理はほんとうに派閥を解消して政党を近代化するためにはどうすればよいということをお考えになっておるか、何っておきたいと思っております。

○佐藤内閣総理大臣 私個人の意見もいろいろございしますが、ただいませっかく選挙制度審議会で審議しておる最中でございますので、まさか私の意見が影響を与えるとは思いたくありませんけれども、そういう際でありましたので、私の意見は差し控えたい、かように思います。

○山下委員 次に、最近の地方選挙に非常に選挙違反事件が多く発生いたしておるのであります。たとえば都道府県にいたしましても、市町村の首長あるいは議会の議員、議会の議長選挙等にきわめて嘆かわしい、いかがわしい選挙違反が起ころうと思っております。これはいろいろな問題があると思っておりますが、地方の市町村あるいは府県議会議員と云うものは、一年交代制ということが大体慣習のようになっておる様に思われます。こういうこと等が非常に悪い弊害を及ぼすのではなからうか、こう考えておるのであります。これらに對しまして一体総理はいかようにお考えになっておるのでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 最近の市長選挙に見た非常に恐ろしい事件、これでは私自身非常に心を痛めております。また、議長のいすをめぐる、いまお話しのような点がだいたいま批判を受けておる、かように思いますが、私は、中央から地方議会のあり方等について、かくあるべしとは申しませんが、望ましくないこと、これは端的に意見を出してもいいかと思えますけれども、なるべく地方自治体にそういう点はまかすべきじゃないだろうか、かように思いますが、最近起きておる地方議会の議長の問題、これは今後必ず反省されるだろう、かように私は期待して、これより以上に申し上げないで、他の点は差し控

えさせていただきます、これもさように思います。○山下委員 いま総理のお考えのような、地方にまかしていくというようになまなまっちょろいことでは、とうていこの問題は解決つくとは私は思わないのであります。たとえば、御承知のとおり、山梨県の大月市の市長選の問題、きわめてこれは自民党自身としても再考を願わなければならぬ問題ではなからうかと思っております。あるいは、同じ山梨県の甲府市の市長選にからむ県議員の選挙違反事件、千葉県の香取郡の山田町の町長の選挙に対する違反事件、愛知県の丹羽郡の岩倉町の町会議員の選挙の問題等がいろいろ新聞にも報道されてまいってきておるのであります。こう考えてまいりますと、この愛知県の岩倉町の投票はかえ玉投票をやったいろいろなやっ

て、結局最高裁判所の裁判の結果は、失格者がたくさん出て、とうとう町会議員の二十六名中六分の一の欠員を生じて、法律に基づいて補欠選挙を行わなければならぬ、こういう事態になったと新聞は報道をいたしておるのであります。またもう一つ、愛媛県のある市の選挙管理委員会は、市長の選挙が行なわれるときには、市議員の補欠のあった場合は同時選挙を行わなければならぬ、しかるに、それも忘れて同時選挙が行なわれていない、そういうこと等も報道されてまいってきておるのであります。

こういふことを考えてまいりますと、選挙違反ということよりも、むしろ地方における選挙管理委員会というものがきわめて弱体化してまいって、おるのじやなからうか。事務局がありながら事務局員のない、兼職をしているという事務局というものがたくさんある、こういうこと等でございます。もう一つ、政府が補助金を出して、地方の選挙管理委員会というのを強化していく、いわゆる民主平和国家建設のためには、議会を構成するその基礎たる選挙がきわめて重要でございますから、この選挙管理委員会というものの強化というこ

ろに力を入れるべきでないか、こう思うのですが、一体これに對して総理はいかようにお考えになっておるのでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど私は、地方議会の議長の問題、これだけお答えいたしました。市長の問題については、たいへん心を痛めておるというだけで、それより以上申し上げなかつたのであります。ただいま詳細にわたって自治体の首長の選挙についてこれでもよろしいのか、こういうお話をいたしました。私はもともと、衆議院の選挙あるいは参議院の選挙、まあ国家選挙については、これの取り締まりその他等は、各方面からいわれ、非常に厳正に行なわれつつある、その方向へ

いって、かように私は信じておりますが、それにいたしたしても、この国家選挙の基礎をなすところの地方選挙、これがもっと厳正でないならば、ただいま申し上げるような衆議院選挙やあるいは参議院選挙、その姿が直らない、必ず正されないだろう、こういうことを是非非常に心配して

いるものでございします。ただいまお話がございますが、候補者を立てるについても、また選挙をするにしても、かえ玉を使つるか、たいへんルールになつておるようだ、しかもこの選挙違反、供応、買収等についての取り締まり等も、何だかルールであるのではないか、こういうような見方をされる。これでは実はたいへんと思つて、いろいろ事務的に計画しておるものもあるだろうと思つて、私は衆議院選挙や参議院選挙が正しく明く行なわれるためにも、この地方選挙、自治体の選挙はもっと厳正でなければならぬ、こういう主張の持ち主でございますので、ただいまの扱い方等につきまして、選挙管理委員会等をもっと強化しろとかいうようなお話しについては、十分心がけてまいりたい、かように私は思います。

○中村委員長 総理は本会議に出られますので……。

○山下委員 最後ですから、一つだけ……。

それでは、時間がないうでございしますから、いすれ他の機会に譲ることになりました、先ほ

ど申し上げました民主主義平和国家を建設するためには、何というてもやはり選挙がその基礎をなすのでございします。昨日の新聞を見ますと、アメリカのマクナマラ国防長官が、日本の国防費は国民総生産に比べて少額過ぎる、こういうことを言っておられるのであります。私は、このことは一面内政干渉のような感じもいたしますが、総理はそういう方面よりも、むしろいま申されまいたいわゆる選挙管理委員会、民主国家建設の基礎をなす選挙管理委員会に思い切つた予算措置をとつて、選挙が公正にしかも正しく行なわれるべきだ、こう考えるのであります。それらに對して、一体今後の選挙管理委員会の常時啓発宣伝その他についての予算措置等について、一体いかようにお考えになっておるか、最後に何っておきたいと思つておられます。

○佐藤内閣総理大臣 自治大臣からとくとお聞き取りをいたしたいと思つておられます。

○吉武国務大臣 御指摘のように、選挙管理委員会の強化につきましては、私どももできるだけ今後努力していきたい、かように存じております。

○山下委員 終わります。

○中村委員長 次に、三木武夫君外十一名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案に對しましては、前回の委員会において御質疑願つたのであります。他に御質疑はありますか。なければ、本案に對する質疑はこれにて終局いたしました。

○中村委員長 次に、本案を討論に付するのであります。討論の申し出もありませんので、直ちに本案を採決いたします。

三木武夫君外十一名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま決議いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中村委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十分散会

昭和四十年四月十四日印刷

昭和四十年四月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局